

業務委託契約書

委託者 を甲、受託者（事務所名称）行政書士国際経営
法務事務所（氏名）行政書士前原浩を乙とし、甲乙は、業務の委託に関して、次のとおり契約を締結する。

第1条（契約の成立） 甲は、乙に対し（ ）業務について委託し、乙はこれを承諾した。

第2条（業務の内容） 前条の委託業務は、履行に必要な関連業務並びに付随業務を含むものとする。

第3条（契約期間） 業務委託の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの期間とする。

第4条（報告義務） 乙は、甲からの請求があった場合には、委託された業務の履行状況について直ちに報告しなければならない。

第5条（受託者の引渡し義務） 乙が、第1条に依頼された業務を行うにあたり、第三者から受け取ったものがあるときは、直ちに甲に報告し、甲からの請求がある場合には、これを甲に引き渡さなければならない。

第6条（秘密保持） 甲乙は、本契約に基づき知り得た一切の情報を、第三者に開示・漏示してはならない。

第7条（善管注意義務） 乙は、善良なる管理者の注意をもって、甲の委託した業務の遂行にあたる。

第8条（委託料の支払い） 本契約における委託料（ ）は、総額（ ）（行政手数料 円及び住民票など諸経費分は別途）とする。

2 甲は、乙の指定する銀行口座に振込の方法により行うこととし、次に定める各業務請負進行状況にあわせた各支払い期限までにそれぞれの委託料を支払うものとする。

業務着手時着手金 金 円

業務遂行中間金 金 円 /行政手数料等預り金 円

業務遂行後 金 円及び諸経費（各種証明書取得・用紙代等）実費相
（業遂行後分は認可等がおおりた時点より10日以内に支払するものとします。）

記

乙の指定口座 福岡銀行 本店営業部 普通預金 口座番号 6153477

前原行政書士事務所 前原 浩

（なお、いかなる理由にかかわらず着手金の返金はしないものとします。）

第9条（業務協力） 乙は、甲から依頼を受けた業務の遂行に関して他の士業に属する業務などにより当該業務部分については必要におうじて他の士業との連携するものとする。